

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果 (令和 4 年 3 月末時点)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 廃棄物特別措置法）に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、令和 4 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめた。

令和 3 年 3 月末時点の保管等の状況と比較して、高濃度 PCB を含有する機器のうち、変圧器を約 480 台、コンデンサー（3kg 以上）を約 11,000 台、安定器を約 680,000 個処理できていること等が確認できた。引き続き、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めるよう指導を行うとともに、期限内処理を確実に実施するため、使用中機器の早期廃止を含め、PCB 廃棄物の早期処理に関する周知・啓発等を行う。

1. 集計の範囲

都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の使用量を集計したものを環境省において全国集計した。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類している。

廃棄物の種類及び製品の種類

- | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|---------|------|
| ①変圧器（トランス） | ②コンデンサー（3kg 以上） | ③コンデンサー（3kg 未満） | | |
| ④柱上変圧器（柱上トランス） | ⑤安定器 | ⑥PCB を含む油 | ⑦感圧複写紙 | ⑧ウエス |
| ⑨OF ケーブル | ⑩汚泥 | ⑪塗膜 | ⑫その他の機器 | ⑬その他 |

※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を 13 分類したものを示す。

2. 令和 4 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等集計結果

全国の集計結果を表-1 及び表-2 に、都道府県単位の集計結果を表-3～表-15 に示す。

表－1 PCB廃棄物の保管状況（令和4年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器（トランス）	76	約360台	11,686	約35,000台	523	約1,300台
コンデンサー（3kg以上）	2,464	約7,000台	4,453	約17,000台	530	約2,400台
コンデンサー（3kg未満）	992	約440,000台	1,686	約73,000台	213	約16,000台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	-台	186	約97,000台	11	32台
安定器	4,751	約820,000個	494	約35,000個	339	約33,000個
PCBを含む油	174	約100ト	1,683	約8,300ト	40	約10ト
感圧複写紙	11	約3ト	51	約360ト	0	0ト
ウエス	315	約99ト	1,019	約180ト	49	約5ト
OFケーブル	-	-ト	53	約1,100ト	0	0ト
汚泥	35	約150ト	178	約17,000ト	16	約240ト
塗膜	4	約3ト	467	約1,400ト	4	約0.21ト
その他の機器	103	約18,000台	2,368	約13,000台	110	約320台
その他	605	約630ト	2,850	約9,400ト	143	約65ト

表－2 PCB使用製品の所有状況（令和4年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器（トランス）	13	16台	9,856	約40,000台	1,249	約3,200台
コンデンサー（3kg以上）	132	約440台	1,012	約5,500台	1,621	約3,300台
コンデンサー（3kg未満）	51	約4,500台	335	約5,500台	142	約1,800台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	-台	88	約4,300台	7	8台
安定器	587	約22,000個	-	-個	101	約2,000個
PCBを含む油	7	約3kg	100	約210,000kg	4	約350kg
感圧複写紙	1	約120kg	0	0kg	0	0kg
ウエス	2	約120kg	1	約0.10kg	0	0kg
OFケーブル	-	-kg	70	約330,000kg	0	0kg
汚泥	0	0kg	2	約0.06kg	0	0kg
塗膜	0	0kg	242	約810,000kg	3	0kg
その他の機器	8	46台	1,230	約6,200台	149	約580台
その他	12	約2,000kg	346	約5,800,000kg	34	約2,000kg

○表－1及び表－2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。計上されていない保管量及び所有量の詳細は表3～表15を参照されたい。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ＝1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

(参考) 令和2年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び3年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和3年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	188	約840台	12,835	約48,000台	620	約2,700台
コンデンサー(3kg以上)	5,567	約18,000台	4,857	約18,000台	685	約2,200台
コンデンサー(3kg未満)	1,476	約670,000台	1,458	約76,000台	225	約16,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	210	約150,000台	14	約610台
安定器	7,902	約1,500,000個	478	約44,000個	655	約38,000個
PCBを含む油	341	約310ト	1,913	約9,200ト	62	約12ト
感圧複写紙	27	約7ト	62	約240ト	9	約650ト
ウエス	552	約120ト	1,132	約310ト	80	約21ト
OFケーブル	-	-ト	59	約2,100ト	1	約0.001ト
汚泥	66	約360ト	215	約3,400ト	22	約380ト
塗膜	4	約0.53ト	396	約1,000ト	3	約0.26ト
その他の機器	170	約25,000台	2,776	約17,000台	141	約490台
その他	998	約880ト	2,950	約14,000ト	213	約150ト

参考表1-2 令和2年度末から3年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	-112	約-480台	-1149	約-13000台	-97	約-1400台
コンデンサー(3kg以上)	-3103	約-11000台	-404	約-1000台	-155	約200台
コンデンサー(3kg未満)	-484	約-230000台	228	約-3000台	-12	約0台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	-24	約-53000台	-3	約-578台
安定器	-3151	約-680000個	16	約-9000個	-316	約-5000個
PCBを含む油	-167	約-210ト	-230	約-900ト	-22	約-2ト
感圧複写紙	-16	約-4ト	-11	約120ト	-9	約-650ト
ウエス	-237	約-21ト	-113	約-130ト	-31	約-16ト
OFケーブル	-	-ト	-6	約-1000ト	-1	約-0.001ト
汚泥	-31	約-210ト	-37	約13600ト	-6	約-140ト
塗膜	0	約2.47ト	71	約400ト	1	約-0.05ト
その他の機器	-67	約-7000台	-408	約-4000台	-31	約-170台
その他	-393	約-250ト	-100	約-4600ト	-70	約-85ト

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じた仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

参考表 2-1 PCB 使用製品の所有状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器（ト ラ ン ス）	25	80 台	10,533	約 36,000 台	1,541	約 3,900 台
コンデンサー（3kg 以上）	460	約 920 台	1,108	約 5,500 台	1,828	約 3,500 台
コンデンサー（3kg 未満）	56	約 3,800 台	359	約 11,000 台	124	約 1,500 台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	- 台	96	約 6,100 台	6	7 台
安 定 器	911	約 40,000 個	-	- 個	167	約 6,700 個
P C B を 含 む 油	8	約 1 kg	90	約 260,000 kg	7	約 350 kg
感 圧 複 写 紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
ウ エ ス	0	0 kg	1	0.10 kg	0	0 kg
O F ケ ー ブ ル	-	- kg	73	約 400,000 kg	0	0 kg
汚 泥	0	0 kg	2	約 0.06 kg	0	0 kg
塗 膜	0	0 kg	182	約 660,000 kg	4	0 kg
そ の 他 の 機 器	11	77 台	1,340	約 6,800 台	155	約 840 台
そ の 他	9	約 1,200 kg	334	約 kg	51	約 3,100 kg

参考表 2-2 令和 2 年度末から 3 年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器（ト ラ ン ス）	-12	-64 台	-677	約 4000 台	-292	約-700 台
コンデンサー（3kg 以上）	-328	約-480 台	-96	約 0 台	-207	約-200 台
コンデンサー（3kg 未満）	-5	約 700 台	-24	約-5500 台	18	約 300 台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	- 台	-8	約-1800 台	1	1 台
安 定 器	-324	約-18000 個	-	- 個	-66	約-4700 個
P C B を 含 む 油	-1	約 2 kg	10	約-50000 kg	-3	約 0 kg
感 圧 複 写 紙	1	約 120 kg	0	0 kg	0	0 kg
ウ エ ス	2	約 120 kg	0	約 0 kg	0	0 kg
O F ケ ー ブ ル	-	- kg	-3	約-70000 kg	0	0 kg
汚 泥	0	0 kg	0	約 0 kg	0	0 kg
塗 膜	0	0 kg	60	約 150000 kg	-1	0 kg
そ の 他 の 機 器	-3	-31 台	-110	約-600 台	-6	約-260 台
そ の 他	3	約 800 kg	12	約 3200000 kg	-17	約-1100 kg

○表 2-1 及び表 2-2 において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg 以上）」、「コンデンサー（3kg 未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB 等（「PCB を含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OF ケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kg として重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kg を 1 台
- ・「コンデンサー（3kg 未満）」は、0.26kg 又は 0.28ℓ、0.002 缶をそれぞれ 1 台
- ・「コンデンサー（3kg 以上）」は、54kg を 1 台
- ・「安定器」は、2.8kg 又は 1.9ℓ、0.01 缶をそれぞれ 1 個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB 特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。